



松江市ガス事業譲渡先 公募開始について

令和6年10月15日

総務部 組織戦略課
ガス局

松江市都市ガス事業 概要

ガス生産設備（平成町）から
総延長 243.1km のガスパ管を通じて
12,073件のお客様（需要家の皆様）へ
都市ガスを供給

（数値は令和6年3月31日現在）

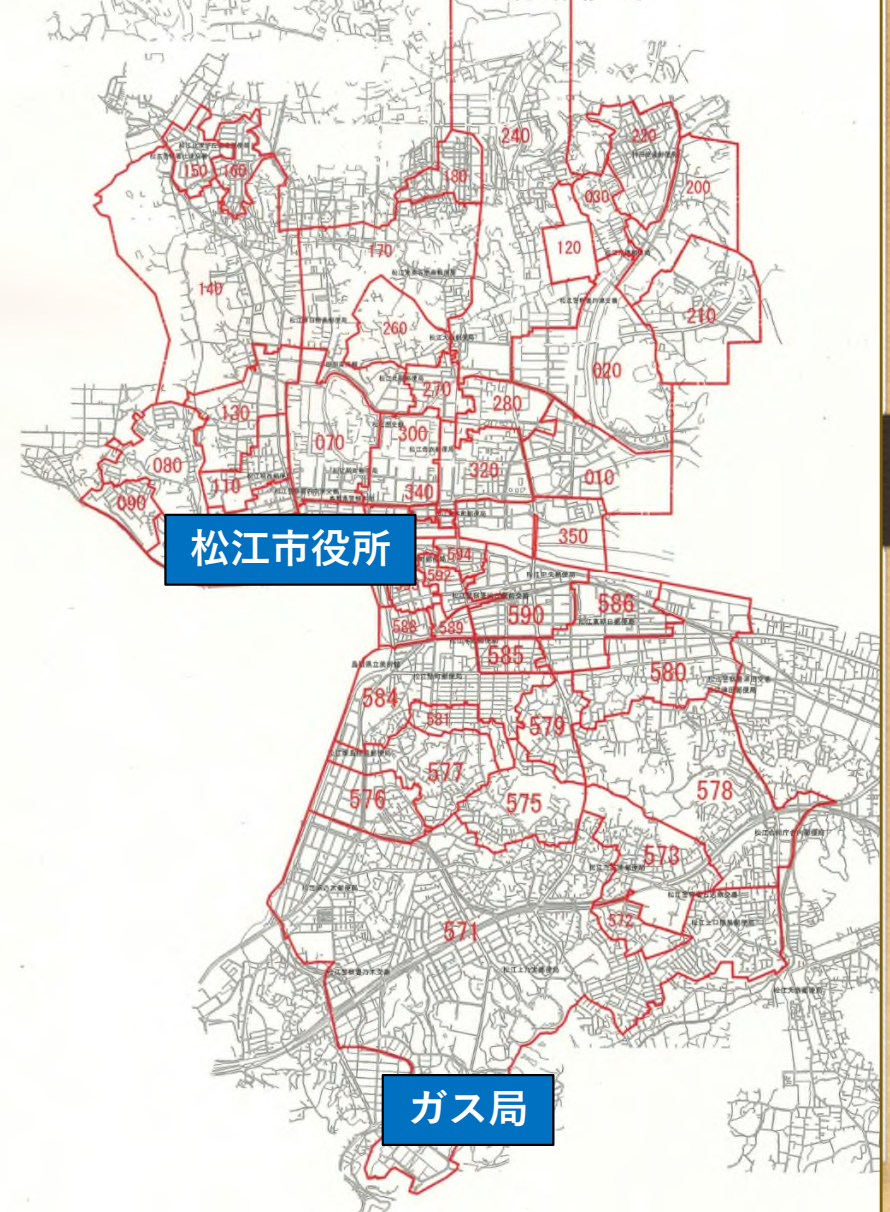


松江市ガス局

ガス生産設備



供給区域（旧市内のみ）



松江市都市ガス事業 お客様件数の推移

お客様件数は、

- ・ オール電化住宅などガス以外の燃料との競合

- ・ 人口減少

などにより、過去20年以上減少の一途を辿る

過去10年の減少数：▲1,698件 (▲12.3%)

過去20年の減少数：▲3,777件 (▲23.8%)

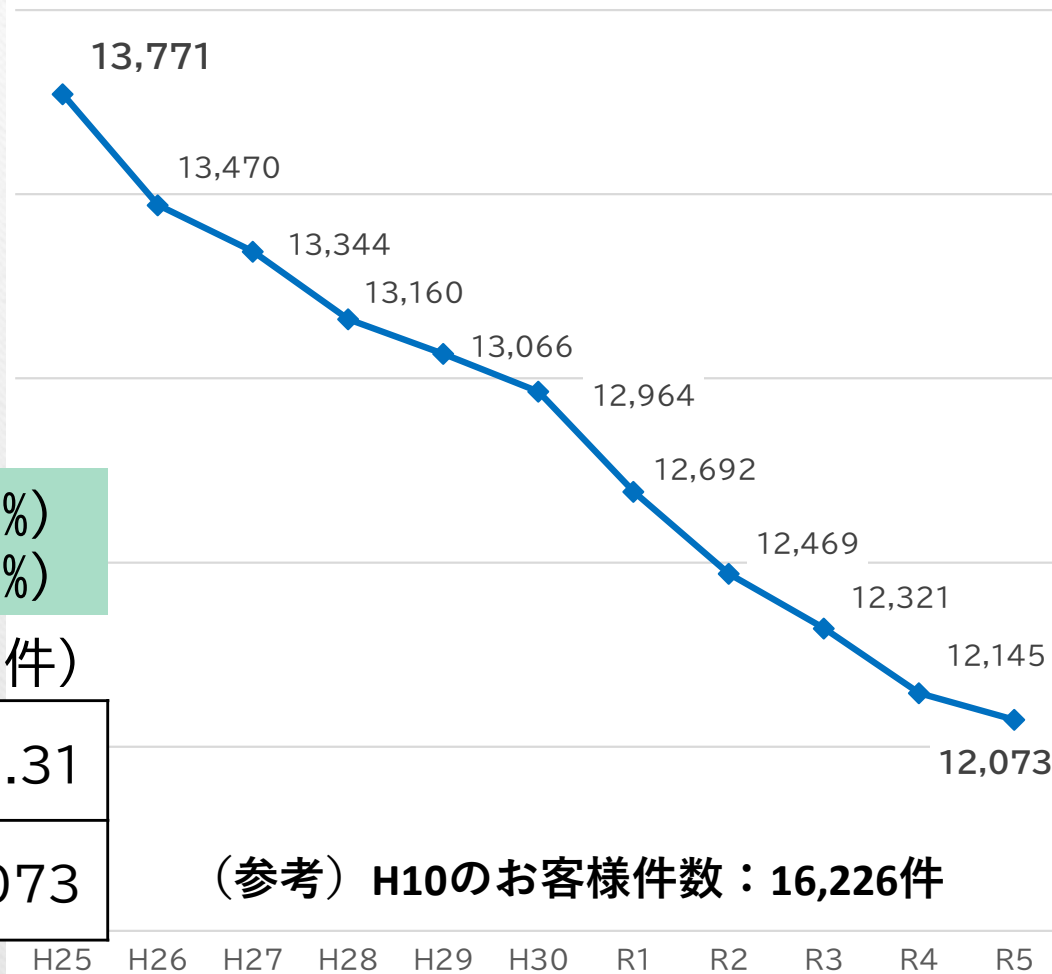
直近の状況

(単位:件)

	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
お客様件数	12,321	12,145	12,073

お客様件数の推移 (件)

(※各年度末現在)



松江市都市ガス事業 販売量の推移

【家庭用】

- ・お客様件数とともに減少傾向

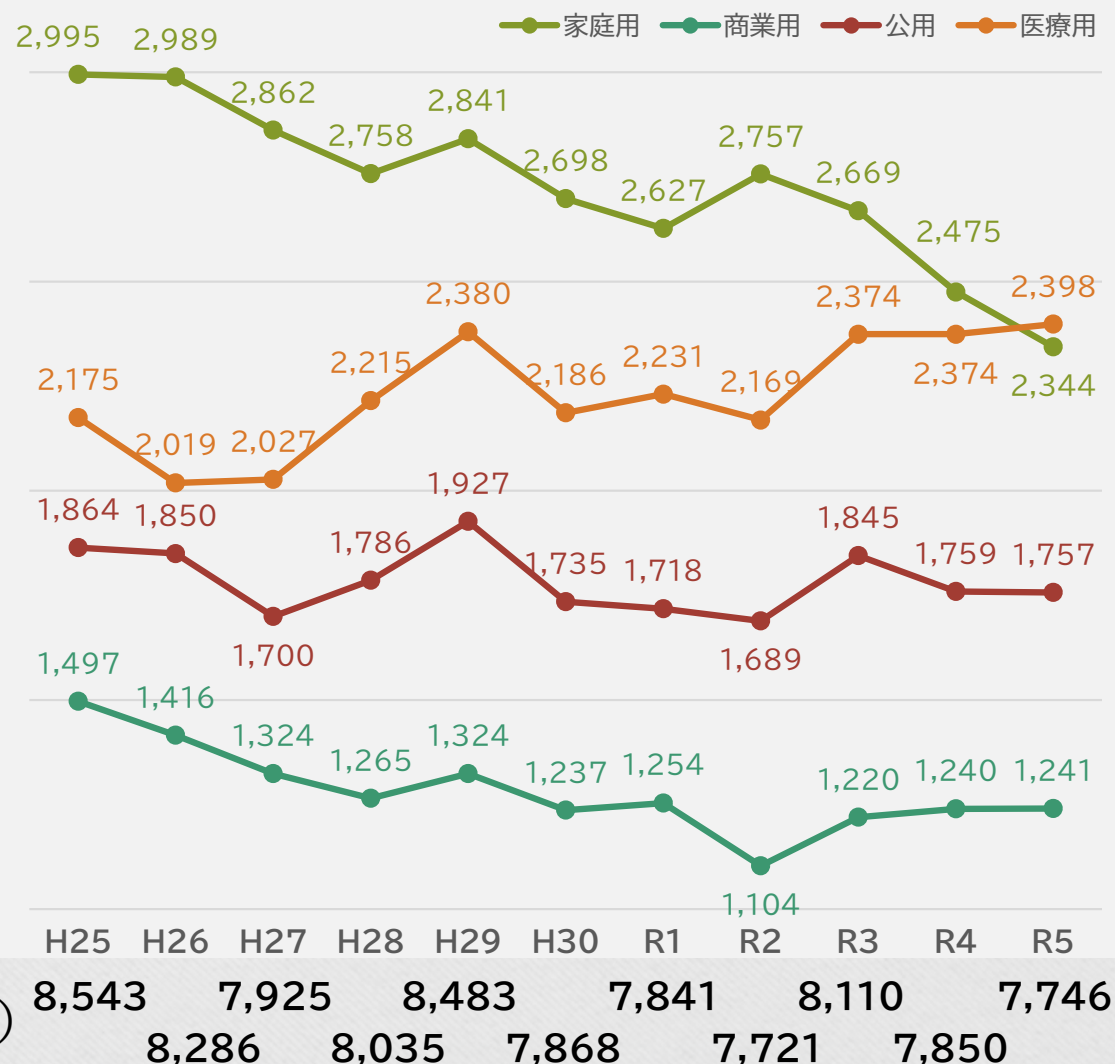
【医療用】

- ・大型病院の動向に左右
- ・コロナ禍による空調需要などにより近年増加

【商業用】

- ・他の燃料への転換などにより減少傾向

都市ガス販売量の推移 (単位:千m³)



(参考) H17の全体販売量：10,471千m³

都市ガス事業を取り巻く状況

平成28年4月： 電力小売・発電 全面自由化
平成29年4月： ガス小売 全面自由化



電気・ガス以外の異業種からの参入により
「総合エネルギー市場化」が進む中で、
料金メニューやサービス内容を競う時代が到来

- <参考> 民間都市ガス事業者が実施しているサービス(例)
- ガス・電気・インターネットのセット販売（値引き）
 - ポイント付与・電子マネーなどでのポイント還元
 - 「水回りトラブル対応」など生活支援サービス

《全国の多くの地域で民間事業者が都市ガスを供給》
平成10年に70者あった公営ガス事業者は、天然ガスへの
転換、電力・ガス小売自由化などを受け、現在は17者に

民営化の必要性

民間ガス事業者の動向

電気・ガス小売全面自由化により、「ガス・電気セット割引」をはじめとする**多様なサービス提供**を行うことで、**お客様の満足度が向上**

社会情勢の変化

人口減少・カーボンニュートラルの取組みなどの環境変化に迅速・柔軟に対応した、**時代に即したサービス提供**が求められる

しかしながら

松江市ガス局は、法令等により原則ガス販売しかできない

したがって

安全・安心な都市ガス事業を継続すると同時に、お客様のニーズに基づくサービス提供や地域活性化へ貢献を果たしうる経営形態へのシフトが必要 ⇒ 民営化

民営化の意義

お客様・地域経済・松江市の「三方よし」の
持続可能な都市ガス事業を実現するためには
民営化 が最良の選択

お客様
(市民の皆様)

- ①多様なサービス
- ②持続可能な事業
- ③安全・安心な事業
- ④安定した料金

- ①市民サービスの向上
- ②持続可能なガス事業
- ③将来負担の減少
- ④税収の増

松江市

- ①地元雇用の創出
- ②地域経済の活性化
- ③地元企業の参加・連携

地域経済

1. 公募の概要

	項目	内容
1)	公募開始日	令和6年10月15日(火)
2)	譲渡手法	全てを売却する完全譲渡
3)	選定方法	公募型プロポーザル方式
4)	譲渡日	令和8年4月1日(水)
5)	譲渡対象事業	都市ガス事業、旧簡易ガス事業及びLPガス事業の一括譲渡

2. 譲渡の条件(1)

	項目	内容
1)	譲渡対象資産	<ul style="list-style-type: none">・固定資産(土地、建物、導管、機械装置等)・流動資産の一部(現金・預金を除く。)
2)	料金水準	少なくとも3年間は現行の水準を上回らない。
3)	旧簡易ガス事業及びLPガス事業等	事業譲渡後の原料調達等を円滑に実施するため、現委託先が希望する場合は、 当面の間委託を継続する。

2. 譲渡の条件(2)

	項目	内容
4)	承認工事業者等	現在の承認工事業者等が事業を行えるよう、 工事業者の承認制度を継続 するとともに、 優先的に発注 するよう努める。
5)	事業譲受会社	新会社を設立し、本社を市内に設置 する。
6)	職員派遣	<ul style="list-style-type: none">・円滑な事業継承を目的として、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、ガス事業に従事した職員を3年以内に限り派遣する。・市は事業譲受会社へ出資する。出資比率は1%未満とし、出資額の上限は100万円とする。

2. 譲渡の条件(3)

	項目	内容
7)	権利の譲渡制限	本事業や重要な資産を5年間は第三者へ譲渡してはならない。
8)	最低譲渡価格	23億円

3. 譲渡までのスケジュール

時期		項目
令和6年度	10月15日	公募開始（ホームページで募集要項等を公表）
	3月	最優秀提案者の決定 （松江市ガス事業譲渡先選定委員会）
	3月末	優先交渉権者の決定
令和7年度	4月	基本協定締結
	5月	事業譲渡仮契約の締結
	6月	事業譲渡契約議案の市議会提案
	7月～3月	引継ぎ期間（9か月）
令和8年度	4月1日	事業譲渡

<お問い合わせ・お申し込み先>

松江市 総務部 組織戦略課

☎ 0852-55-5193

✉ gyoukaku@city.matsue.lg.jp

募集要項は
松江市ホーム
ページで公開
しています 📄



株式会社 日本経済研究所

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

大手町フィナンシャルシティグランキューブ15階

☎ 03-6214-4655

✉ matsue-gas@jeri.co.jp